



2017年8月21日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役社長 綱川 智  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 執行役常務 広報・IR部長  
長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

### 当社子会社に対する訴訟に関する判決について

当社連結子会社の東芝エレベータ株式会社（以下、東芝エレベータ社）に対して提起されていた訴訟に関し、以下のとおり、判決が下され、結審しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 判決内容

東芝エレベータ社から原告に対して440,200円及びその遅延損害金を支払う。

#### 2. 訴訟が提起された日

平成28年2月16日（当社子会社に対する訴状送達の日：平成28年2月26日）

#### 3. 訴訟提起の概要及び経緯

平成27年7月13日、原告が乗り込んだ東芝エレベータ社製の昇降機が、緊急停止した際に、受傷したとの主張にて、原告は治療費、休業補償として1,337,308円を求める訴訟を提起した。判決は、東芝エレベータ社の昇降機の安全性能を否定するものではないとの判断により控訴しないこととしました。

#### 4. 原告の概要

- (1) 氏名： 個人
- (2) 住所： 岐阜県岐阜市

#### 5. 今後の対応

支払額は、2017年度第2四半期に計上しますが、業績への影響は軽微であり、2017年8月10日に公表の2017年度業績見通しに変更はありません。

以上